

全国相続診断士会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は全国相続診断士会と称する。

(目的)

第2条 全国相続診断士会は、相続診断士の適切な設立、運営に関して支援を行う。
また、各診断士会からの情報を収集し共有する事を目的とする。

第2章 組織

(構成)

第3条 全国相続診断士会の役員は各相続診断士会の会長の中から一般社団法人相続診断協会の指名により選出される。

(役員)

第4条 全国相続診断士会役員の中から会長1名、副会長2名以上を一般社団法人相続診断協会の指名により選出される。

役員は無報酬のボランティアにて行う。

また、会長は原則、士業ではない相続診断士から選任する。

ただし、一般社団法人相続診断協会が特例と認めたものは例外とする。

(役員解任)

第5条 役員として相応しくないと相続診断士からの申し出があった場合は、一般社団法人相続診断協会が聴取したうえで、役員を解任することができる。

第3章 活動

(活動)

第6条 役員は各相続診断士会の適切な設立、運営ができるようにアドバイスまたはヒアリングの上、一般社団法人相続診断協会に報告する。

(活動報告)

第7条 一般社団法人相続診断協会から要請があった場合には活動報告及び会計報告書を提出する。(会計期間は1月1日～12月31日を1年とする)

この規約の施行について必要な細則は、一般社団法人相続診断協会及び全国相続診断士会が協議の上、定める。変更についても同様とする。

この規約施行日は2019年6月21日とする。

備考

組織図

